

発議第 10 号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

平成 26 年 9 月 25 日提出

提出者 伊賀市議会議員

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

上田 宗久

岩田 佐俊

森岡 昭二

記

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

これまで平成16年の三位一体改革や平成22年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきましたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要があります。

昭和25年に地方自治を進めるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、昭和28年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし昭和60年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、平成18年からは国庫負担率が3分の1に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれています。しかし、地方財政が厳しくなり、昭和60年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率(措置率)が年々低下しています。平成19年度における措置率の全国平均は65.3%(三重県49.0%、東京都164.8%、秋田県26.9%)となっており、地域間格差も広がっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

よって、国におかれては、その時々地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が図られ、必要な財源が確保されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月25日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛